

○表4 今後の収支見込み
(普通会計 予算・一般財源ベース)

- 【試算の条件】
- 1 景気の変動や制度改正等がないことを前提とする。
 - 2 現行の行政サービス水準を維持する。
 - 3 人件費の削減効果分を反映させる。
 - 4 上記を除き新たな収支改善の対策は行わない。

(単位：億円)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	備考
歳入合計(1)	611	596	600	601	602	606	610	611	613	615	
市税	402	398	401	402	398	401	402	398	400	402	H27以降：評価替え見込等を反映
地方交付税	148	133	134	134	139	140	143	148	148	148	
うち 地方交付税	99	98	99	99	104	105	108	113	113	113	H27以降：一部特殊要因を除き、地方交付税は一定としている (特殊要因：①公債費の交付税措置分 ②扶助費など法定経費の増加分 ③市税の評価替え見込などを反映) 臨時財政対策債はH27以降の見込みが不透明なため、仮に地方消費税交付金の増額分14億円を減額している
うち 臨時財政対策債	49	35	35	35	35	35	35	35	35	35	
その他	61	65	65	65	65	65	65	65	65	65	消費税率引き上げによる地方消費税交付金の増 H26 4億円、H27以降18億円
歳出合計(2)	616	607	613	610	620	624	622	620	623	625	
人件費	179	175	172	168	169	164	165	159	160	159	H26以降の共済費は29億円で一定と仮定
うち 退職手当	17	15	15	13	16	13	16	12	15	15	
扶助費	86	88	90	93	95	98	101	104	107	110	H26をベースに過去5年間の平均増加率から年3%増で試算
うち 臨時財政 対策債分	23	25	27	30	33	35	38	40	41	42	H27以降の新規発行分は35億円で試算
うち 公債費	88	79	81	80	82	83	79	77	75	73	明石駅前南地区市街地再開発事業(H23～H29)：市負担額104億円のうち市債93億円の償還費 中学校給食導入事業(H25～H27)：総事業費34億円のうち市債32億円の償還費 土地開発公社清算(H25)：第三セクター等改革推進債39億円の償還費(H26～H35各年度9億円) その他事業：各年度の投資的経費にかかる新規発行分45億円の償還費
その他	20	21	21	16	16	16	16	16	16	16	明石駅前南地区市街地再開発事業(H23～H29)：市負担額104億円のうち一般財源11億円 中学校給食導入事業(H25～H27)：総事業費34億円のうち一般財源2億円 その他事業：各年度16億円
投資的経費	116	119	120	119	121	123	123	124	124	124	特別会計・企業会計・市民病院への繰出金 介護保険・後期高齢者医療事業の増あり
繰出金	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	前年度決算剰余金の1/2を積立
うち 財政基金への 積み立て	119	120	122	124	124	125	120	120	120	121	明石駅前南地区再開発ビルにかかる維持管理経費：H29以降各年度2億円 中学校給食実施経費：H27 2億円、H28以降各年度5億円 行倉建設基金積立金：H26～H31各年度4億円
予算執行残見込額	-20	-20	-20	-20	-20	-20	-20	-20	-20	-20	
収支差引額(A) 【(1)-(2)】	-5	-11	-13	-9	-18	-18	-12	-9	-10	-10	
基金取崩見込額(B)	5	11	13	9	18	18	12	9	10	10	
収支見込額(A)+(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
基金残高見込額	74	63	50	41	23	5	-7	-16	-26	-36	

10年間の累積収支不足額（収支差引額(A)の合計）115億円

(6) 取組効果額の見込み

取り組みによる累積効果額は、下表のとおりと見込んでいます。

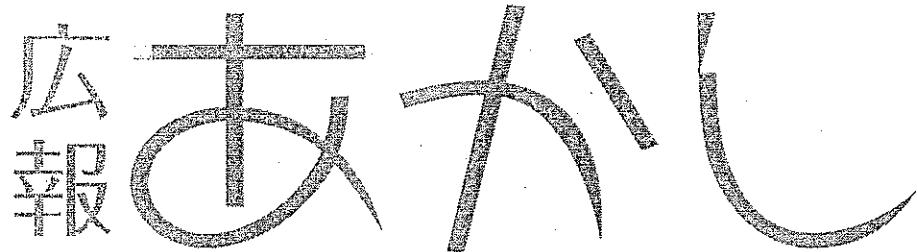
(1)～(4)の取り組みにより、「表4 今後の収支見込み」に示す計画期間中の10年間の累積収支不足見込み額115億円を解消し、(5)の取り組みにより、さらなる収支改善を目指します。

○表5 取組効果額の見込み（普通会計・一般財源ベース）

取り組み項目	累積効果 見込み額(※)
(1) 市役所内部の取り組み	①事務経費の削減 13 億円
	②人件費の削減 130 億円
	③歳入の確保 15 億円
(2) 事務事業の見直し	13 億円
(3) 公有財産の有効活用	①未活用地の積極的活用 11 億円
	②施設配置の適正化 55 億円
(4) 受益者負担の適正化	12 億円
合計	249 億円
うち「表4 今後の収支見込み」に反映していない効果額(A) (①②人件費の削減を除く効果額)	119 億円
計画期間中の累積収支不足見込み額(B)	115 億円
取り組み後の収支差引額(A-B)	4 億円

※累積効果見込み額は、事業の廃止や職員数の削減など見直しの効果が後年度まで及ぶ取り組みについては計画期間中の効果額を累計して積算しています。

※「(5) 人口の維持、増加を目指す取り組み」による効果額は、積算が困難であるため、この表には含めていません。



明石市役所

〒673-8686

兵庫県明石市中崎1丁目5番1号 ㈹912-1111

市政へのご意見・ご要望は…

【市民相談室】㈹918-5050
受付時間／8:55～17:40
(土曜、日曜、休日と年末年始を除く)

休日・夜間の救急医療は…

【消防本部】㈹921-0119 ㈹927-0119
【夜間休日応急診療所】㈹937-8499
【休日歯科急病センター】㈹918-5664

“収支均衡”を実現

市はこれまで、正規職員数の削減や市長など特別職及び職員の給与カット、各種事務事業の見直しなどを行ってきました。

その結果、こども医療費の無料化や保育所の新設などの新たな行政サービスに必要な財源をねん出するとともに、借金が膨らんでいた土地開発公社を解散し清算を始めるなど、将来を見据えた施策にも着手することができました。あわせて市の貯金(基金)を減らすことなく、事業に必要な経費を収入のみでまかう財政の収支均衡を実現しました。

引き続き、収支均衡の維持に努めるとともに、今後は公共施設のあり方について検討を始めるなど、さらなる財政の健全化を進めています。

【用語解説】

※収支均衡

単年度の収入(歳入)で支出(歳出)をまかなえる状態のこと

皆さんにご協力をいただきながら進めてきました
これまでの成果や、今後の課題などをお知らせ
します。
お問い合わせ／財政健全化室(㈹918-5086)

市は「財政健全化」に取り組んでいます。
「財政健全化」とは、市民の皆さんの安心な暮らしを守り、将来世代に負担を先送りすることのないように、安定的な財政運営を確保することです。

→2-3面で詳しく解説

皆さんのご協力でここまできました！

財政健全化に成果

総人件費 40億円削減

(平成14年度比)

正規職員数の削減や職員給与の見直しに取り組み、総人件費は、平成25年度では平成14年度に比べて40億円(約17%)削減しました。

また、民間活力の導入や事務事業の見直しなどを行い、支出の削減に取り組んできました。

収支均衡の達成・ 貯金残高増加

新たな行政サービスに対応するとともに、収支均衡を図ることができました。これにより基金の減少を食い止め、平成21年度に69億円まで下がっていた残高は、平成26年度には75億円となる見込みです。

ハコモノ 公共施設の あり方を検討

40年ほど前に建設した、学校や市営住宅など公共施設が揃って老朽化し、今後、一斉に更新時期を迎えます。しかし、それらをすべて建て替えると財政に深刻な負担となるため、建て替えだけでなく、整理なども含めた抜本的な検討に入ります。

市の人口と世帯数
平成27年(2015年)2月1日現在
※()内は前月比

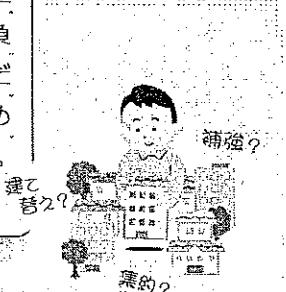


合計人口／291,619人(-27人)
男性／141,296人(-13人) 女性／150,323人(-14人)
世帯総数／121,054世帯(-1世帯)



49.25km²

4面 市税の納付は口座振替が便利です 5面 各種優待乗車券申請書を郵送
6面 情報アラカルト・保健メモ
8面 天文科学館だよりほか



財政健全化
さらに詳しく



【特集】財政健全化

*1 特別職
市長、副市長および常勤の監査委員のこと

*2 地域手当
地域ごとの民間賃金水準との均衡を図るために、国に準じ地域ごとに支給率を定め支給される手当のこと

*3 事務事業
施策の目的を実現するために行う市の具体的な取り組みのこと

*4 指定管理者制度
民間ノウハウを活用し、サービス向上と経費の削減を図るために、市民会館や図書館などの公共施設の管理・運営を、民間事業者などに包括的に代行させることができる制度のこと

*5 土地開発公社と借入金
公共事業用地を市に代わって先行政得する特別法人のこと。市の依頼に基づき、金融機関からの借入金、(市が債務保証)で土地を取得。事業化の段階で市が土地を買い取り、土地開発公社はその代金を借入金の返済に充てる

*6 地方独立行政法人
市が直接実施する必要はないものの、民間主体では確実な実施ができないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため法律に基づき市が設立する法人のこと

*7 公有財産
市が所有する不動産などのこと

*8 未活用地
市が所有する土地のうち有効に利用されていない土地のこと

*9 受益者負担
税金による負担とは別に、特定の行政サービスを受ける人に、受益に応じた負担を求める。施設の使用料や各種証明書の発行手数料などが該当

*10 ハコモノ
学校や市営住宅など、市が建設した公共施設のこと

どんな取り組みをしてきたの?

■総人件費の削減

●正規職員 576人削減

(平成14年度比)

平成26年4月1日時点の正規職員数は1955人で、平成14年度の2531人から576人減少しました。今後も、業務の抜本的な見直しや廃止、民間委託等を一層進め、引き続き総職員数の削減に取り組み、平成35年度までに正規職員1800人体制を目指します。

●人件費40億円削減

(平成14年度比)

総職員数の削減や、特別職^{*1}および

一般職の給与水準や住居手当などの見直しにより、平成14年度に242億円あった総人件費は、平成25年度は202億円(40億円の減)となりました。今後も、総職員数を削減し、段階的に職員の地域手当^{*2}や退職手当を引き下げ、平成35年までにさらに20億円の総人件費削減を図ります。

■事務事業^{*3} の見直し

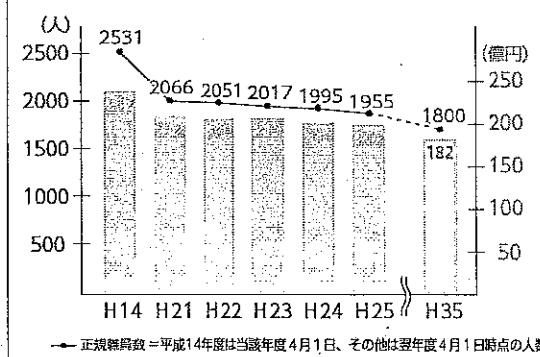
市に裁量のある事務事業について、市が実施する必要性や金額の妥当性を検証し、54事業を見直し。平成26年度予算で約8000万円を削減など。

■民間のノウハウを活用

市バス路線の民間移譲や、給食調理業務、ごみ収集・焼却業務などの民間委託、市民会館、図書館、文化博物館などの施設への指定管理者制度^{*4}の導入など。



●正規職員数と総人件費の推移



◆市長など特別職の給与を削減

平成23年7月～ 市長の給料月額を30%引き下げる

平成24年4月～ 特別職の給料月額を4.6%引き下げる
(市長の給料月額は、平成23年7月に引き下げる)

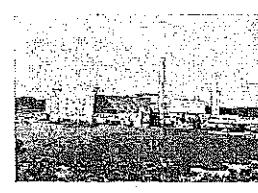
平成24年10月～ 副市長の給料月額を16%引き下げる

■外郭団体の見直し

土地開発公社^{*5}の解散、市民病院の地方独立行政法人^{*6}への移行など。

■歳入の確保

市税および各種料金の徴収率向上、減免制度の見直し、市有地の売却、クリーンセンターの余剰電力の売却や大規模太陽光発電設備(メガソーラー)の設置など。



設置しているメガソーラー1

市民の皆さんとともに 引き続き全力で

財政健全化は、市政を預かる者の喫緊かつ永遠の課題です。

明石市は、総人件費の削減はもちろん、市民の皆さんや市議会のご理解・ご協力を得て事務事業の見直しなどもすすめ、基金を取り崩すことなく「財政の收支均衡」を実現することができました。皆さんには本当に感謝しています。

さて、これからは次なる課題が待っています。約40年前に建設し、一斉に更新時期を迎える、学校・市営住宅などの公共施設のあり方にについて検討していきたいと考えています。更新費用を試

算すると膨大なものになるうえ、将来の人口構成の変化などにより、必要な施設も変わってきます。統廃合も含めた抜本的な検討が必要です。

収支均衡の維持を至上命題として、引き続き、財政健全化に全力で取り組んでいきます。皆さん

のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

明石市長 泉房徳

「財政健全化推進市民会議」「意見交換会」を開催

財政健全化を着実に進めるため、平成26年4月に公募市民や関係団体、学識経験者で組織する「財政健全化推進市民会議」を設置し、これまで5回の会議を開催しました。

また、平成25年からは市民の皆さんとの意見交換会も開催するなど、市の財政健全化の取り組みについて、市民の皆さんに意見をいただきながら検討を続けています。



財政健全化推進市民会議

特別職の給料、退職手当及び議員の報酬について

① 『地方公務員関係法令実務事典』

特別職の給料の性格は、一般職の給料が生計費や民間賃金との均衡を考慮して決定され、かつ、昇給制度の適用があるのに対して、特別職の報酬及び給料は生活給的な要素を考慮せず、その職務の特殊性に応じ、当該職務に対する一切の給付を含めた対価である。

【特別職の給与について】

② 『地方公務員関係法令実務事典』

特別職の給料は、一般的には下記の原則を総合的に勘案して決定するのが妥当である。

職務責任原則：職務の性格及び責任の度合いに対応したものであること

均衡原則：当該団体における一般職や国及び他の地方公共団体における相応の特別職の報酬と比較して均衡を失しないものであること

状況原則：物価や賃金等の社会経済情勢の変動に応じて十分対応するものであること

【議員の報酬について】

③ 『地方公務員関係法令実務事典』

議員報酬とは、地方公共団体が、非常勤の特別職である議員に支払う労働の対価であると言える。

④ 『昭和 37 年 11 月 21 日付自治省行政局長 議員報酬の適正額に関する内簡』

都道府県の議会の議員(議長及び副議長を除く。)の報酬月額については、当該都道府県における部長(都にあっては局長)に適用される等級の号給のうち、その中間程度を基準として定めることを適當と考える。

【特別職の退職手当】

⑤ 『昭和 55 年 7 月号 地方自治 自治省給与課』

特別職の職員のうち首長に対する退職手当は、一般職の職員のそれのように長期間の勤続そのものに対する報償というよりは、過去の任期間の功労に対する報償という性格が極めて強いものと考えられる。それも在任期間が長くなればなるほど功績度は累進的に高まっていくものではなく、あくまでも各任期毎の功績は同じウエイトのものと考えるべきであろう。

退職手当制度等について、「住民の十分な理解と支持が得られる」かどうかは、結局のところ支給率等退職手当の水準をどう定めるかにかかっているが、特別職の職員の退職手当の水準をどうすべきかについては、地方公務員法の適用のある一般職の職員と異なり、法律上の定めはない。しかし、給与水準は所詮他との比較の上に成り立つ相対的なものである以上、特別職の職員の退職手当と言えども絶対的基準を導き出すことは困難であり、「○○と比べて適正だ」と言う他はない。この場合、「○○」に入れる内容としては、他の地方公共団体の特別職職員のほか、民間企業の役員、国の公庫・公団の役員、最高裁判所裁判官などの類似的な職種が考えられる。